

第 131 回「村長とのふれあいトーク」当日のやりとりコメント

【1－1】発達障がいに関する講演会について

自身の体験に基づく講演活動を個人で行っており、その取り組みが新聞に掲載されたので見ていただきたい。10月に通算15回目の講演を、ワークプラザ勝田で実施予定である。東海村ではこれまでに須和間幼稚園で講演をしたほか、発達支援センターで毎年12月に講演をしている。以前、中央公民館で開催された発達障がいに関する講座を受講したことがあるが、自分が講演者側になり、講座を開催したいと考えている。

⇒【村長コメント】

行政側が主催する講座に講師として依頼を受ける方法と、ご自身が主催者となり、講座を開催する方法がある。同じような活動を希望している方とグループを作り、主催者側として講座を開催するという 것도検討してみてはどうか。いずれにせよ、発達障がいをお持ちの方が活躍できる場が必要であると考えているため、担当課とも相談し検討する。

【1－2】発達障がい者の就労継続支援について

就労継続支援A型の場合、週5日勤務であるため継続できるか不安があり、就労継続支援B型の場合は単純作業であることが多く、物足りない。A型とB型の中間の働き方を希望している。

⇒【村長コメント】

国が定めた制度であるため、制度そのものを変えるということはなかなか難しい。
ご自身の体調やメンタルの状態に合わせて仕事を選択することが大切だと思う。

【2－1】視覚障がい者向けのスマートフォン講座について

視覚障がいがあり、スマートフォンを使うことはできるが使い方が特殊である。そのため、使い方を教わろうにも視覚障がい者向けに教えられる人が少ない。とうかい“まるっと”スマホ大作戦について、村公式HPを確認して担当者と電話で連絡を取ったが、講座の開催場所まで移動することが難しく、行きやすい場所にある保健センターで開催される講座は予約が上限に達しており参加できなかった。役場で、スマートフォンを使いこなしたい視覚障がい者のための講習会を開催してほしい。

⇒【村長コメント】

村ではスマートフォンの使用に関する相談受付や、手続きのデジタル化を進めているが、視覚障がい者向けのスマートフォンに対応できる職員は不足しており、なおかつ、スマートフォンをより使いこなしたい視覚障がい者のニーズを役場として把握できていない。困っている方それぞれのレベルに合わせた相談会を開催することは村としても必要であると考えているため、担当部署に確認し検討する。

【2－2】日常生活用具が破損した場合の補助について

東海村重度障害者等日常生活用具等給付事業（東海村告示第122号）について、要綱の第6条で、給付を受けた物品の再給付が定められている。視覚障がい者がパソコンを使用する際の補助アプリであれば10万円を基準として給付されるが、その基準では必要なアプリ全てを更

新することができない。社会福祉協議会に相談したが解決しなかった。要綱には村長の判断で給付できるとある。何とかならないか。那珂市では独自に対応してくれている。

⇒【村長コメント】

村長の判断について言及している条文は、全ての要綱に記載されている最後の手段であり、実際に条文を活用することはほぼ無い。ニーズを踏まえ、社会情勢に合わせて要綱を見直すことも視野に検討する。

【2-3】視覚障がい者の運動推進について

テーブルテニスを実施したいが、活動場所が見つからない。コミュニティセンターの多目的ホールの半分程度のスペース（広すぎると音が散ってしまうため難しい）と卓球台の保管場所を確保できる静かな場所が必要である。社会福祉協議会からは卓球台の保管場所が無いとの回答があった。現在は練習するため水戸まで出向いている。

⇒【村長コメント】

重い課題だと思う。切実な意見を頂いた。担当課と相談する。

【2-4】視覚障がい者の避難訓練について

神奈川県藤沢市では KDDI の社員を講師とした視覚障がい者対象の避難訓練を実施したというニュースを目にした。東海村においても実施する必要があるのではないか。

⇒【村長コメント】

重い障がいがある方には独自の避難計画を作成している。障がいの重さに関わらず、視覚障がい者は情報の受け取り方が異なる。東海村においても必要であると考える。

【3-1】東海第二原子力発電所の再稼働について

避難計画の話題ばかりが取り沙汰され、原子力発電所の安全性に関する一般の方々の理解が十分でないため、再稼働に反対する意見が多く見られる。安全に運転できるという事業者の主張があまり届いていない。事業者から一般の方々へ、直接、きちんと説明してほしい。

また、役場主導の勉強会は行っていないのか。

⇒【村長コメント】

東海第二原子力発電所では、新基準に合致するよう改修が行われている。安全性については最終的に原子力規制庁が判断する。住民の理解については、事業者自らが毎日の活動を通じて信頼してもらえるよう努力するほかない。事故が起きた際の避難については、UPZ 内の 92 万人全員がすぐに避難するわけではなく、むしろ屋内退避が基本となっていること、福島第一原子力発電所のような状態に達するには時間がかかるため避難するにしても時間的余裕があることがあまり伝わっていない。しかし、そのことを行政側が代弁することはできない。

再稼働するまでは役場主催の勉強会の開催も難しい。

【3-2】村内の遊休農地について

自宅前の畑地が遊休農地であり、30 年ほど前から、雑草対策としての耕起のみが行われている状態。もったいないので、幸の実園（指定障がい者支援施設）や株式会社照沼で耕作できないか。また、賃借により耕作されている農地であっても、借り手によっては十分な管理がされず荒れてしまうことがある。何とかならないか。

⇒【村長コメント】

令和7年3月に東海村地域計画を策定し、農地と担い手の紐づけを行った。担い手の高齢化、担い手のキャパシティなどの課題がある一方、干し芋農家を中心に若い新規就農者が参入しており、地域の方々も問題意識を共有しているので、今しばらく様子を見守ってほしい。

【3－3】市街化調整区域における住居の建築について

市街化調整区域で、幅員の狭い道に接する土地に家を建てる人が多い。通行の妨げとなることから、規制するべきだと思う。村の中心からの距離に比例して税金を上げるというのはどうか。

⇒【村長コメント】

幅員を理由とした住宅建築の規制、村の中心部からの距離に比例した課税は難しい。

【3－4】浄化槽について

村として浄化槽の設置を推進できないか。

⇒【村長コメント】

東海村は中心部から辺縁部までの距離が短く、全体的に下水道が整備されている。浄化槽を設置するよりも下水道に接続する方が簡便でもある。

【3－5】東海村職員とのやりとりについて

村職員とのやりとりで食い違いが発生した。役場の誰に相談すればよいのか。

⇒【村長コメント】

職員とのやりとりの中身については職員の上長に、職員の態度については人事課に問い合わせしてほしい。